

成田市 地域公共交通会議傍聴要綱 新旧対照表

現行	改正案
○ <u>成田市地域公共交通活性化協議会傍聴要綱</u>	○ <u>成田市地域公共交通会議傍聴要綱</u>
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、<u>成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和元年 5 月 22 日施行。以下「設置要綱」という。）</u>第 14 条の規定に基づき、<u>成田市地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）</u>の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。 (傍聴人の定員等) 第 3 条 傍聴人の定員は、<u>20</u>名とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、会長は、開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を変更することができる。</u> <u>3・4</u> 略	(趣旨) 第 1 条 この要綱は、<u>成田市地域公共交通会議設置要綱（令和 7 年 7 月 1 日施行。以下「設置要綱」という。）</u>第 14 条の規定に基づき、<u>成田市地域公共交通会議（以下「会議」という。）</u>の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。 (傍聴人の定員等) 第 3 条 傍聴人の定員は、<u>10</u>名とする。 <u>2・3</u> 略 <u>附 則</u> (<u>施行期日</u>) <u>1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</u>